

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

**三井住友・ロシア株式オープン  
信託約款変更（予定）に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の投資信託「三井住友・ロシア株式オープン」について、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。この信託約款の変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって行います。

お手数ですが、この書面、「信託約款変更の書面決議参考書類」および「信託約款変更 議決権行使書面」をお読みにになり、十分ご理解のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの信託約款の変更に対してご賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

## I：信託約款変更の内容等

### 1. 変更の内容と理由

#### ●変更の内容

当ファンドがマザーファンドを通じて投資しておりますルクセンブルグ籍会社型投資信託「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ・ロシア シェア Ⅰクラス」（以下「当該投資対象ファンド」といいます。）において、純資産総額が減少している現況を受け、当該投資対象ファンドを運用しているBNPパリバ インベスメント・グループは、当該投資対象ファンドを本年12月に償還する方針を示しました。これに伴い、当ファンドを弊社で自社運用する形態に変更するための所要の変更を行います。

信託約款の変更が成立した場合、「ファンドのしくみ」の変更にとどまらず、実質的なポートフォリオにおいても、銘柄選定基準、組入銘柄、業種分散等が変更前と相当異なるものとなる可能性がありますのでご注意ください。

#### ●変更の理由

当ファンドがマザーファンドを通じて投資しております当該投資対象ファンドの償還に伴い、弊社で自社運用を行う形態に変更することにより、投資機会のご提供を継続することが受益者の皆さまの利益に資すると判断いたしました。

具体的な信託約款の変更の内容は「信託約款変更の書面決議参考書類」の「1. 信託約款の変更の案」をご覧ください。

### 2. 変更予定年月日（信託約款変更が効力を生ずる日）

平成26年12月16日

### 3. 信託約款の変更の影響等

- (1) 受益権の内容の変更、受益権の価値に対する重大な影響  
特にありません。
- (2) 信託約款の変更の中止に関する条件  
特にありません。
- (3) 受益者の不利益となる事実  
特にありません。

## II：信託約款変更の書面決議等

信託約款変更手続きの日程	
① 受益者の確定	平成26年10月27日 平成26年10月23日までにお買付けのお申込みをいただいた受益者の方が対象となります。
② 議決権行使期間	平成26年10月28日～平成26年11月21日
③ 書面決議の日	平成26年11月25日
④ 信託約款変更適用日（効力発生日）	平成26年12月16日

この信託約款変更は、平成26年10月27日現在の受益者による書面決議によるものとし、書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

書面決議は、平成26年11月25日に行われます。

#### (1) 議決権の行使の方法

このお知らせと同時に送られた「三井住友・ロシア株式オープン信託約款変更 議決権行使書面」に賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて弊社までお送りください。

<送付先>

〒105—6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー

三井住友アセットマネジメント株式会社

ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

#### (2) 議決権の行使の期限・・・・・・・・・・平成26年11月21日

(当日弊社到着分までを有効とさせていただきます。)

#### (3) 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い

同一の受益者が、重複して議決権を行使し、その内容が異なるときは、当該受益者のすべての議決権を無効として取り扱わせていただきます。

#### (4) 賛否記載欄に記載のない場合の取扱い

書面決議において、議決権行使書面に賛否の記載のない場合は、当該議案について賛成するものとさせていただきます。

#### (5) 議決権を行使しない場合の取扱い

このお知らせを受けた受益者の方が議決権を行使しないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者の方は議案について賛成するものとさせていただきます。

**したがって、賛成いただける場合は、議決権行使書面をお送りいただく必要はございません。**

### Ⅲ：受益権の買取請求の内容および手続きについて

この信託約款変更が行われる場合、書面決議において反対した受益者の方は、別途、委託会社が当該受益者の方にご案内する方法により、平成26年11月26日より平成26年12月15日までの間に、受託会社に対し、自己の有する受益権を当該投資信託の信託財産をもって公正な価額で買い取ることを請求することができます（議案に反対された場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。）。

その際の買取価額は、解約請求の場合に準じて、受益者の方からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じた額）を差し引いた解約価額とさせていただきます。

受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

なお、議決権の行使期間中、買取請求期間中ともに、通常通り解約請求による換金が可能です。ただし、買取請求を行った受益権に関しては解約請求はできませんのでご注意ください。

### Ⅳ：個人情報取得の目的等

議決権の行使に伴い、弊社が取得する受益者に関する個人情報は、書面決議、買取請求に関する事務のために必要な範囲でのみ利用します。弊社はかかる情報を必要な範囲で販売会社、受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有しますので、ご了承ください。

### Ⅴ：本件に対するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまのお取引情報につきましては、運用会社である弊社は持ち合わせておりません。お取引情報につきましては、取扱販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

フリーダイヤル **0120-88-2976**

三井住友アセットマネジメント株式会社

（平成26年10月28日から平成26年11月21日までの営業日の9:00～17:00）

以上